米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見 書

米国の関税措置に関しては、将来に向けて不確実性が増してきており、 今後は、国内景気への下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につな がるのではないかとの不安の声があります。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめと する多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念さ れており、早急な解決策が求められています。

とりわけ、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り 支えることは、今後の日本経済の成長には不可欠です。

よって、政府におかれては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業 の 9 割以上を占める中小企業等を対象に、具体的かつ手厚い施策を講じ ることを強く要望し、次の事項について特段の取組を求めます。

- 1 日々状況が変化する中、特に、不安が募っている中小企業事業者等に寄り添い、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支分部局に特別相談窓口等の体制を整えるとともに、関連団体に対しても体制整備に向けた協力・連携を促すことにより、不安の払拭に努めること。
- 2 日本政策金融公庫の融資制度について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知・広報など、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて、米国の関税措置による直接的・間接的な事業者への影響を踏まえ、中小企業庁のセーフティネット保証制度の適用等、資金繰り支援に万全を期すこと。
- 3 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

三 原 市 議 会

内閣総理大臣 経済産業大臣 経済再生担当大臣 あて